

グループホーム エベッサよどがわ 重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定事業所番号 2799100447)

当事業所は、入居様に対して指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症共同生活介護サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」もしくは「要支援2」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けられていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社エベッサ・ケア・スタイル |
| (2) 所在地 | 大阪府池田市神田二丁目4番7号 |
| (3) 電話番号 | 072-752-8070 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 大橋 薫 |
| (5) 設立年月日 | 2020年10月21日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 事業所の名称 | グループホーム エベッサよどがわ |
| (2) 所在地 | 大阪市淀川区西中島六丁目11番31号 4階・5階・6階 |
| (3) 電話番号 | 06-6379-3303 |
| FAX 番号 | 06-6379-3505 |
| (4) 管理者氏名 | 大島 一賛 |
| (5) 開設年月日 | 令和5年9月1日 |
| (6) 利用定員 | 27名(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者含む) |

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

認知症状によって自立した生活が困難になった入居者様が、共同生活住宅において家庭的な環境の下で食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者様がその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(2) 運営方針

- ・事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったサービスを提供します。
- ・入居者様の意思及び人格・人権の尊重に努めるとともに、個別の介護計画を作成し、入居者様が必要とする適切なサービスを提供します。
- ・入居者様及びご家族様（又は代理人様）等に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、すべて個室です。

- ・グループホーム エベッサよどがわⅠ（４階） (定員 9名)

居室・設備の種類	室数	備考
居室	9室(定員1名)	7.67㎡～9.33㎡
居間・食堂	1室	25.96㎡
浴室	1室	共同1
トイレ	10箇所	共同1・個室9

- ・グループホーム エベッサよどがわⅡ（５階） (定員 9名)

居室・設備の種類	室数	備考
居室	9室(定員1名)	7.67㎡～9.33㎡
居間・食堂	1室	23.59㎡
浴室	5室	共同2・個室3
トイレ	9箇所	個室9

- ・グループホーム エベッサよどがわⅢ（６階） (定員 9名)

居室・設備の種類	室数	備考
居室	9室(定員1名)	7.67㎡～9.33㎡
居間・食堂	1室	23.59㎡
浴室	5室	共同2・個室3
トイレ	9箇所	個室9

5. 職員の配置状況

当事業所では、以下の職員を配置しています。

- (1) 管理者 1名
- (2) 計画作成担当者 3名
- (3) 介護職員 設置基準人数

6. 職員の勤務体制

等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。

- ・入居者様・ご家族様（又は代理人様）が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。
- ・常に入居者様の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所、ご家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。
- ・常にご家族と連携を図り、入居者様・ご家族様（又は代理人様）との交流等の機会を確保します。

<サービス利用料金>

○基本利用料（1割負担/1日につき）

- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）
（2級地加算 10,72円）

要介護状態区分	単 位	金 額	利用者負担額
要支援2	749	8,029円	802円
要介護1	753	8,072円	807円
要介護2	788	8,447円	844円
要介護3	812	8,704円	870円
要介護4	828	8,876円	887円
要介護5	845	9,058円	905円

○1日毎にかかる加算利用料金

項 目	単 位	金 額	利用者負担額
初期加算	30	321円	32円
医療連携体制加算Ⅰ（ハ）	37	396円	39円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	64円	6円

※要支援2の方は、医療連携体制加算Ⅰは対象外となります。

○1月毎にかかる加算利用料金

- ・認知症対応型科学的介護推進体制加算

40単位
金 額 428円
利用者負担額 42円

○適宜にかかる加算利用料金

- ・入院時費用加算（1月につき最大6日間）

246単位
金 額 2,637円
利用者負担額 263円/日

・看取り介護加算

項 目	単 位	金 額	利用者負担額
死亡日以前 31～45日以下	72	771円	77円/日
死亡日以前 4～30日以下	144	1543円	154円/日

死亡日前日、前々日	680	7,289 円	728 円/日
死亡日	1280	13,721 円	1,372 円/日

○介護職員処遇改善加算について

当施設は、厚生労働大臣が定める「介護職員処遇改善加算（Ⅱ）」の基準を満たしている為、介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＝（認知症対応型共同生活介護費Ⅱ+対象加算）×17.8%に相当する額の自己負担額が加算されます。

※初期加算は、入居後 30 日間及び、30 日間以上の入院後に再入居された場合のみとなります。

※月途中での入退居の場合は、日割り計算となります。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が入居者様の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 居室利用料金 50,000 円

入居者様が、契約終了後も居室を明け渡さない場合は、契約終了日から居室が明け渡された日までの期間に係る居室料金をいただきます。

入院時も料金のご負担いただきます

② 管理共益費 20,000 円

③ 光熱水費 25,000 円（居室・共用部分の光熱水費）

入居、退去される月に関しての家賃・管理費・光熱水費は、日割り計算となります。

④ 食材料費 1,700 円/日×日数（内訳 朝食 400 円・昼食 650 円・夕食 650 円）

外泊などで欠食される場合、欠食された日数の食費を差し引かせていただきます。

但し、1日1食でも食事をされた場合は、1日分の食費をいただきます。

また、食材調達の関係で3日前の17時までにその旨をお申し出ください。3日前までにお申し出がない場合は、食費をいただくこととなります。

⑤ 健康管理

医療法人遊心会 にじクリニック医師・看護師による健康管理、必要な医療行為を行います。

実 費（医療保険負担分）

⑥ 理美容サービス（ご希望の方）

訪問理容・美容を随時利用していただきます。

実 費

⑦ レクリエーション行事（ご希望の方）

事業所の行事計画にそってレクリエーション行事を企画します。

実 費（交通費・入場料・材料等）

⑧ 日常生活上必要となる諸費用（ご希望の方）

おむつ、日用品(事業所側が日用品などを立替え購入した場合、実費をいただきます)

(3) 敷金について

敷金及び日常生活上必要な費用について 本手続き終了後、入居前に、敷金及び日常生活上必要な費用として20万円を納めて頂きます。退居時に修繕費、及び日常生活上必要な費用の徴収が必要と

なった場合に、入居者 及びご家族の同意を得て、差し引いた残額を返却します。入居が確定しましたら、規定の期日までに入居金を下記の指定口座「(4) 利用料金のお支払い方法 参照」にお振込みにてお支払いください。

(4) 利用料金のお支払い方法

毎月15日までに、前月分の請求書を発行いたします。お支払いは当月末までをお願い致します。お支払いの確認がとれ次第、領収書を発行致します。お支払方法は、銀行振込となります。

銀行振込先は、下記、振込名義にてお願いいたします。

【指定口座振込みの場合】

りそな銀行 (0100) 北浜支店 (103)

普通 0224412

株式会社エベッサ・ケア・スタイル 代表取締役 大橋 薫

8. 事業所を退去していただく場合（契約の終了について）

以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、入居者様に退去していただくことになります。

- ① 要介護認定により入居者様の心身の状況が自立または要支援1と判定された場合
- ② 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ③ 入居者様からの退去の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ④ 事業所から退去の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) 入居者様からの退去の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者様から退去を申し出ることができます。

その場合には、退去を希望する日の30日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退去することができます。

- ・介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ・入居者様が入院された場合
- ・事業所もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合

(2) 事業所からの申し出により退去していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退去していただくことがあります。

- ・入居者様又はご家族様（又は代理人様）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合
- ・入居者様が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の入居者様等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・入居者様が連続して入院1か月以上で、更に長期の入院の必要と見込まれる場合
- ・入居者様が介護老人福祉施設や介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

○入居者様が病院等に入院された場合の対応について

当事業所に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

・2か月以内の入院の場合

2か月以内に退院された場合は、退院後再び事業所に入居することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

・2か月以内の退院が見込まれない場合

2か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当事業所に再び優先的に入居することができません。

(3) 円滑な退去のための援助

入居者様が当事業所を退去する場合には、入居者様及びの希望ご家族様（代理人様）により、事業所は入居者様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退去のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

(4) 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人遊心会 にじくクリニック
所在地	大阪市西中島6丁目11番31

医療機関の名称	寺尾歯科クリニック
所在地	大阪市西淀川区出来島1-5-22

9. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は面会時間を守り、必ずその都度、職員に届出てください。 来訪者が宿泊される場合は、必ず管理者による許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間、食事の有無などを職員に申し出てください。
当法人以外の医療機関受診	通院の付添いはご家族でのご協力をお願いします。
喫煙・飲酒	室内は禁煙です。決められた場所と時間を厳守してください。たばこ・ライターはお預かりします。 飲酒は、禁止とさせていただきます。
迷惑行為等	騒音等、他の入居者様の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入居者様の居室等に立ち入らないようにしてください。

所持品の管理	原則として本人もしくはご家族様でお願いします。 危険物の持ち込みは禁止です。
現金等の管理	原則として本人もしくはご家族様でお願いします。
宗教活動・政治活動	事業所内で他の入居者様に対する活動はご遠慮ください。
ペットについて	飼育はお断りします。 面会の際には、ペットについては事前にご連絡ください。

10. 事故発生時の対応について

当事業所において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

(1) 入居者様に医療を有する事故（骨折・創傷等）が発生した場合

- ① サービスを提供した従業者または第一発見者は、速やかに応急処置を行い、医師・訪問看護師に報告します。
- ② 発生状況・受傷状況を確認し、ご家族様（又は代理人様）に至急に連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。

(2) 入居者様の財物が破損・紛失した場合

- ① サービスを提供した従業者または第一発見者は、発生状況を管理者に報告し、管理者より速やかにご家族へ連絡します。

※上記いずれの場合にも、事故が当事業所の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町村へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

(3) 事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- ・保険会社名 損害保険ジャパン株式会社
- ・保険名 ウォームハート
- ・補償の概要 施設の安全性の維持・管理の不備や、構造上の欠陥または、施設の用法に伴う。仕事の遂行ならびに提供する介護サービスが原因となり、他人にケガをさせたり(対人事故)、他人の物を壊したり(対物事故)したために、法人および事業所が法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害を補償する保険です

11. 苦情への対応について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

1. 苦情・相談窓口担当者 管理者 大島 一賛
2. 苦情解決責任者 株式会社エベッサ・ケア・スタイル 代表取締役 大橋 薫
3. 受付時間 毎週月曜日 ～ 金曜日
9時00分 ～ 17時00分
4. 苦情解決の方法
 - ・苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。
 - ・事務所には苦情受付ボックスを設置しています。
 - ・受付担当者は、主任・事業所職員等に状況を確認します。

- ・その後、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関（受付 毎週月曜日 ～ 金曜日）

- ① 淀川区保健福祉センター 保健福祉課（介護保険）
 - ・ 所在地 . . . 大阪市淀川区十三東2-3-3
 - ・ 電話番号 . . . 06-6308-9859
 - ・ 受付時間 . . . 9時00分 ～ 17時30分
- ② 大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課指定・指導グループ
 - ・ 所在地 . . . 大阪府中央区船場中央3-1-7-331号
 - ・ 電話番号 . . . 06-6241-6310
 - ・ 受付時間 . . . 9時00分 ～ 17時30分
- ③ 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険課
 - ・ 所在地 . . . 大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通 FIN ビル内
 - ・ 電話番号 . . . 06-6949-5418
 - ・ 受付時間 . . . 9時00分 ～ 17時00分

12. 秘密保持の厳守

当事業所及び事業所に従事する者は、サービス提供する上で知り得た入居者様及びご家族様（又は代理人様）に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

13. 個人情報の保護

- ① 当事業所は、自らが作成または習得し、保存している入居者様等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び事業所の諸規則に則って、適正な取り扱いを行います。
- ② 当事業所は、法令規則により公的機関あてに報告が義務付けられているもの、及び緊急の場合の医療機関等への入居者様の心身等に関する情報提供、その他入居者様が『個人情報の使用に係る同意書』にて予め同意しているもの以外に、入居者様またはご家族様（又は代理人様）の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。
- ③ 当事業所で作成し、保存している入居者様の個人情報、記録については、入居者様及びご家族様（代理人様）はいつでも閲覧できます。また、実費にて複写することもできます。

14. 高齢者虐待の防止について

事業者は、入居者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備します。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (4) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

- (5) 従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員が入居者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

15. 身体拘束廃止に向けての取り組み

- ① サービス提供にあたり、入居者様または他の入居者様の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的束その他入居者様の行動を制限する行為を原則行いません。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を入居者様及びご家族様（代理人様）等に説明行い同意を得ます。
- ③ 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を随時開催するなど、身体拘束廃止の取り組みをします。

16. 衛生管理および感染症対策

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 当事業所は、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
 - ② 当事業所は、従業員に対し、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施します。
 - ③ 以上のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

17. 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 地域との連携について

- ① 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に当たっては、入居者様、ご家族様（又は代理人様）、地域住民の代表者様、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2か月に1回程度、運営推進会議を開催します。
- ② 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

19. サービスの第三者評価の実施状況

当事業所は、サービスの第三者評価について、大阪府地域密着型サービス外部評価実施要綱に基づき外部評価を実施しています。地域の市民の手による公正中立なサービス評価を受け、その結果を公表しています。

受審・公表年月日 令和6年4月30日 ナルク福祉調査センター

介護サービス情報公表サービス <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

※当事業所でも結果を書面にて掲示しております。

20. 重要事項の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日

年 月 日

上記の内容について、「大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第27号）」及び「大阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第32号）」の規定に基づき、入居者様及びご家族様（又は代理人様）に説明を行いました。

事業者

所在地 大阪市淀川区西中島六丁目11番31号 4・5・6階

事業所名 グループホーム エベッサよどがわ

説明者 氏名 _____ (印)

私は、本書面に基づいて、上記内容の説明を事業者から受け、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

入居者

住所 _____

氏名 _____ (印)

ご家族（又は代理人）

住所 _____

氏名 _____ (印)

続柄 _____

附 則

この重要事項説明書は、令和5年9月1日から施行する。

この重要事項説明書は、令和6年4月1日から改定および施行する。

